

# 令和3年度経審改正について

建設産業対策室

## ①CPDによる加点【新設】

概要：基準日前1年間におけるCPDの取得状況（加重平均）により加点を行う

添付資料：関係団体の証明書

審査方法：

I. 別紙2（技術職員名簿）について

CPD単位取得数 ⇒ 認定単位数 ÷ 別紙の数値（関係団体毎に別数） × 30

（注1）端数は切り捨て

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の流年数	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格証交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日	8	2							
2			年 月 日	9	2							
3			年 月 日	8	2							

（注2）同一技術者が複数団体から受講している場合は、

合算は認めない

（注3）1人あたりの上限は30単位

II. 別紙3（その他）について

CPD単位取得数 ⇒ 様式4号により確認

技術者数 ⇒ ①～④の合計

技術職員名簿に記載可能資格①～③

- ① 監理技術者になる資格を有する者
- ② 主任技術者になる資格を有する者
- ③ 一級技士補
- ④ 二級技士補

※④ 2級技士補については、技術職員名簿に記載できないため審査毎に合格証の提出を求める。

※技術職員名簿に記載されている次の者は対象としない。

- ・キャリアアップレベル3
- ・基幹技能士（一部資格のみ）

CPD単位取得数	6 1 3 5 10 (単位)	技術者数	11 15 (人)
技能レベル向上者数	6 2 3 5 (人)	技能者数	9 10 15 (人)
		控除対象者数	15 20 (人)

## ②技能レベル向上者数による加点【新設】

概要：能力評価基準（キャリアアップシステム）による評価が上昇した者（割合）に応じて加点する

添付資料：①評価を証する書面の写し

②審査基準日現在稼働中の作業員名簿

確認方法：

技能レベル向上者数 ⇒審査基準日の3年前の日における能力評価基準より1以上上がった技能者の数

※3年前に能力評価基準により評価されていなかった者は、「**レベル1**」であったとして取り扱う。

様式第5号により

技能者数 ⇒審査基準日以前3年のうちに施行管理以外で工事に従事した者

※作業員名簿人数合計 ≤ 技能者数

控除対象者数 ⇒審査基準日の3年前の日以前に認定能力評価基準でレベル4となった技能者。

※別会社でキャリアアップし現在の会社に入社した者も加点対象となる。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況			
CPD単位取得数	6   1   0   0   0   0   0   0   0   0	技術者数	0   0   0   0   0   0 (人)
技能レベル向上者数	6   2   0   0   0   0   0   0   0	技能者数	0   0   0   0   0   0 (人)
		控除対象者数	0   0   0   0   0   0 (人)

## ③技術職員の有資格による加点の追加について【変更】

概要：別紙2（技術職員名簿）に記載できる有資格に「3主任技術者の資格を持ち、かつ1級一次検定の合格者」を追加する。（1級技士補）

添付資料：技術検定（第一次検定）合格証明書（別紙参照）

確認方法：有資格コードの一覧表の資格と添付資料の内容が一致するか確認する

## ④経理による加点要件の変更【変更】

概要：資格保有者の内、経理に関する講習を受けた者のみを加点対象とする

加点対象：建設業計理試験に合格して5年以内の者

令和5年3月31日までは29年3月31日までの建設業計理試験合格者含む建設業計理試験合格者のうち5年以内に登録講習を受けた者（※1）

公認会計士又は税理士で資格を取得して一年以内のもの

公認会計士又は税理士で審査対象事業年度の前年に講習を受けた者（※1）

（※1）受講した日の翌年度から起算する

添付資料：当面従来どおり

確認方法：当面従来どおり

【CPD 単位算出用】

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

## 法律

### (経営事項審査)

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

（昭三六法八六・追加、昭六二法六九・旧第二十七条の二繰下・一部改正、平六法六三・平一一法一六〇・平一五法九六・一部改正）

### (経営状況分析)

第二十七条の二十四 前条第二項第一号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

2～4（略）

### (経営規模等評価)

第二十七条の二十六 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2 経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(平一五法九六・全改)

(経営規模等評価の結果の通知)

第二十七条の二十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

(平一五法九六・全改)

(再審査の申立)

第二十七条の二十八 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

(平一五法九六・全改)

(総合評定値の通知)

第二十七条の二十九 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請をした建設業者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該建設業者に対して、総合評定値(経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。以下同じ。)を通知しなければならない。

2 前項の請求は、第二十七条の二十五の規定により登録経営状況分析機関から通知を受けた経営状況分析の結果に係る数値を当該建設業者の建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 (略)

## 【規則】

(経営事項審査の受審)

第十八条の二 法第二十七条の二十三第一項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

(昭三六建令二九・追加、昭四七建令一・旧第二十一条繰上・一部改正、昭六三建令一〇・平六建令一六・一部改正、平七建令一六・旧第十八条繰下・一部改

正、平一二建令一〇・平一二建令四一・一部改正、平一三国交令七二・旧第十九条繰上、平一六国交令一・平一八国交令六〇・一部改正)

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

- 一 労働福祉の状況
- 二 建設業の営業継続の状況
- 三 法令遵守の状況
- 四 建設業の経理に関する状況
- 五 研究開発の状況
- 六 防災活動への貢献の状況
- 七 建設機械の保有状況
- 八 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
- 九 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
- 十 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の数
- 二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数
- 三 前号に掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が定める者の数
- 四 元請完成工事高

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 会計監査人又は会計参与の設置の有無
- 二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無
- イ 公認会計士又は税理士であつて、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の

経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの

ロ 登録経理試験（建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ハ 登録経理講習（登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習であつて、第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

三 建設業に従事する職員のうち前号イからニまでに掲げる者の数

（平一七国交令一一三・追加、平二〇国交令三・平二二国交令五一・平二六国交令八五・令二国交令二四・令二国交令六九・一部改正）

第十八条の十九 第十八条の三第三項第二号ロの登録は、登録経理試験の実施に関する事務（以下「登録経理試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2～3（略）

（再審査の申立て）

第二十条 法第二十七条の二十八に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

2 法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から百二十日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十四による申立書を経営規模等評価を行つ

た国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

- 4 第二項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。
- 5 第二項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第三項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(平八建令一〇・全改、平一〇建令二七・平一二建令一〇・平一二建令四一・平一六国交令一・令二国交令八・令二国交令六九・一部改正)

(再審査の結果の通知)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十七条の二十八の規定による再審査を行ったときは、再審査の申立てをした者に、再審査の結果を通知するものとし、再審査の結果が法第二十七条の二十六第一項の規定による評価の結果と異なることとなつた場合において、法第二十七条の二十九第三項の規定による通知を受けた発注者があるときは、当該発注者に、再審査の結果を通知するものとする。

(昭三六建令二九・追加、昭四七建令一・旧第二十四条繰上・一部改正、昭六三建令一〇・平一二建令四一・平一六国交令一・一部改正)

第四条 新規則第十八条の三の経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和三年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和二年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例による。